

公立大学法人宮城大学学長選考会議 公示 3

令和4年9月2日

公立大学法人宮城大学学長選考会議
議長 阿部 博之

このたび、公立大学法人宮城大学学長選考会議は、学長となる理事長の候補者の選考の手続き及び方法に関する基準の一部を改正したので、公示します。

学長の候補者の選考の手続及び方法に関する基準

(平成28年5月24日学長選考会議決定)

(趣旨)

第1条 この規定は、公立大学法人宮城大学学長の選考、任期、解任及び業務執行状況の確認に関する規程（平成21年宮城大学規程第2号。以下「規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学の学長の候補者の選考の手続及び方法に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

(一次選考)

第2条 学長選考会議は、規程第5条の規定により推薦された候補者に対し、規程第6条の規定により、就任の意思確認及び就任した場合の所信を書面で求めるものとする。

2 学長選考会議は、前項の候補者について、規程第5条第4項に規定する推薦書及びこれに添付された書類並びに前項に規定する書面に基づき、書類選考により一次選考を行い、3人程度を選出する。

3 一次選考の審査基準は、学長選考会議が決定する。

(二次選考)

第3条 一次選考により選出された候補者に対しては、学内への公開プレゼンテーション及び面接により二次選考を行う。

2 学長選考会議は、前条第1項に定めるもののほか、必要に応じ追加資料の提出を求めることができる。

3 学長選考会議は、第1項の候補者の中から、学長の候補者1人を決定する。

4 二次選考の審査基準は、学長選考会議が決定する。

(選考手続の特例)

第4条 推薦された候補者の数が少ないなど、特別の事由があるときは、前2条の規定にかかわらず、学長選考会議は、別に選考手続を定めることができる。

(学長選考会議の委員の辞任)

第5条 学長選考会議の委員が、規程第5条の規定により学長の候補者として推薦された場合には、学長選考会議の委員を辞任するものとする。

(選考の結果等の公表)

第6条 学長選考会議は、遅滞なく、選考の結果、理由及び過程を公表するとともに、選考の途中経過についても、可能な限りウェブサイトに掲載するなど、選考過程の透明性の確保に努めるものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、学長の候補者の選考の手続及び方法に関し必要な事項

は、学長選考会議が別に定める。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行し、改正後の基準は、公立大学法人宮城大学定款の変更（令和5年4月1日施行）附則第2項の規定に基づき行われる最初の学長の選考から適用する。